

VI-5 佐渡市立高千小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

令和3年3月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、佐渡市立高千小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定する。

I いじめの定義と基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）におけるいじめの定義と基本理念

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめの基本認識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識をもつこと。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身ある指導を行うこと。
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であるという認識をもつこと。
- ・いじめ問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われている問題であること。
- ・いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること。

佐渡市立高千小学校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

III いじめ防止のための基本姿勢

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 4 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 5 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

Ⅳ いじめ防止のための取組

【いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり】

1 「深めよう絆・いじめ見逃しゼロ」強調月間の実施

- ・6月と11月を強調月間とし、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように指導する。

2 集会の実施

- ・4月に青少年赤十字（JRC）登録式を実施し、「気づき、考え、実行する」という態度目標を確認する。
- ・6月に高千中学校と連携した児童主催の「高千っ子まつり」を実施し、運営委員会と学級毎にいじめ撲滅スローガンを発表し、いじめ撲滅を誓う。
- ・11月に5・6年生が高千中学校の「よりよい仲間づくり集会」に参加する。小中が連携して、「いじめをしない・いじめを見逃さない」意識を醸成する。

3 教職員の意志の表明

- ・教職員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。

【児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進】

1 分かる・楽しい授業づくり（全て児童が参加・活躍できる授業）

- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・全ての教科領域における意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）を図る。

2 学習規律などの徹底

- ・学校・学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・「高千中学校区9年間を見通した取組一覧」と「高千中学校区9年間を見通した指導スキル」を基に、学習規律の徹底と学習を支える生活基盤となる健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着を図る。

3 学級集団づくり

- ・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンターを行い、人とのかかわり方を身に付けさせる。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・話し合い活動、学級会活動の充実を図る。
- ・居場所づくり、絆づくりに努める。

4 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・生活科・総合的な学習の時間を活用した豊かな体験活動を設定する。
- ・野菜栽培・一人一鉢栽培活動を実施する。
- ・栽培活動や清掃活動などで異学年交流を実施する。
- ・小中9年間を見通した体系的・計画的な実施を高千中学校と連携して行う。

5 児童会活動の充実

- ・学校行事等における児童による主体的な運営を図る。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。

6 人権学習、道徳教育、キャリア教育の推進

- ・一人一人の良さや違いを認め合える学習を行う。
- ・文部科学省「私たちの道徳」を活用する。
- ・「自分の生き方を見つめて夢をもたせる」キャリア教育を推進する。

【児童・教職員の人権感覚を高め、校内における温かな人間関係の構築】

1 児童の人権感覚の高揚

- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識をもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

2 教職員の人権感覚の高揚

- ・人権教育、同和教育の研修会を年2回実施する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

3 校内における温かな人間関係の構築

- ・「元気なあいさつ」「ていねいな言葉遣い」を推進し、笑顔あふれる学校づくりに努める。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ・「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心掛ける。

【いじめの早期発見のための取組】

1 日々の観察の実施

- ・朝のあいさつの様子、朝会時の様子に目を配り、異変がないかを毎日チェックする。
- ・自分の学級のみならず、出張授業や休み時間の児童の様子で気がついたことについて教職員が共有できるように管理職への報告・連絡・相談に努める。
- ・休み時間や昼休み、放課後も子どもたちの様子に目を配り・気配りを心掛ける。

2 日記・自主学習ノートや連絡帳の活用

- ・日記・自主学習ノートの点検及び記載により、担任と児童の信頼関係を高める。
- ・連絡帳により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を築く。

3 アンケートの実施

- ・6月・11月・2月に児童と保護者にアンケートを実施して、早期発見に努める。

4 教育相談の実施

- ・月に1度「カウンセリングタイム」を設定する。（カウンセリングタイムでは、学級担任が児童の悩みごとへの相談を聞いたり、気軽にコミュニケーションをとったりする場とする。）
- ・各種アンケート実施後、学級担任が児童一人一人と面談して早期発見に努める。

5 教職員の情報の共有

- ・学級担任が問題を抱え込まないで、管理職への報告・連絡・相談や同僚への協力を求める意識をもつようにする。
- ・週に1回「児童理解の会」、月に1回「ケース会議」、学期に1回「子どもを語る会」を開催して、アンケート結果や児童に関する情報の共有を図る。

【ネットいじめに対する取組】

1 啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

2 未然防止

- ・近年増加傾向にあるSNS等による見えにくい「いじめ」を未然に防止するために、これまでの「いじめ」に加えて、「いじめ類似行為」をいじめと同様に扱う。
「いじめ類似行為」・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときに、いやな思いをする可能性が高い場合等。

3 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心掛けるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

4 関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力の下、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

【いじめへの対応】



V いじめに発展しそうな場合の取組

1 初期段階での対応

- ・おかしと感じた児童がいる場合には、すぐに全職員によるいじめ・不登校対策委員会を開催して情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

2 当該児童の安全の保証

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

3 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

VI いじめ問題解決のための取組

いじめ防止のための取組と初期段階での取組にもかかわらず、いじめ問題へ発展した場合は、以下の手順で取り組み、早期解決を目指す。

【いじめ問題発生時・発見時の対応】

1 組織対応

- ・いじめ・不登校対策委員会で方針を確認し、事実確認や情報収集を行う。
- ・重大ないじめ事案と認められる場合は、校長が必要と判断した学校関係者に協力を要請し、いじめ問題対策委員会を設置する。そして、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

2 対応の順序

(1) いじめの訴え、情報、兆候の察知

- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整えて対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応するために、速やかに管理職に報告する。

(2) 事実関係の丁寧で確実な把握

- ・校長の指示の下、校長の指名した教職員により当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。その際、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心掛ける。

(3) 指導体制、対応方針の決定

- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

- ・重大ないじめ事案と認められる場合は、校長が必要と判断した学校関係者に協力を要請し、いじめ問題対策委員会を設置する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

(4) いじめ問題対策委員会の開催

- ・学校が作成した指導體制と対応方針を下に、学校、家庭、地域、関係諸機関による組織的な対応について協議する。

(5) いじめを受けた側の児童のケア

- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

(6) いじめた側の児童への指導

- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

(7) 緊急保護者会を開催し、保護者への報告と指導についての協力依頼

- ・いじめを受けた保護者への謝罪と、いじめ事案が起こった背景とこれまでの経緯を保護者へ報告し、問題解決へ向けた協力を依頼する。

(8) 関係機関との連携と継続的な支援

- ・その後の対応を教育委員会へ報告するとともに、家庭、地域、警察や児童相談所等と連携を図りながら経過の見守りと継続的な支援を行う。

(9) いじめの解消

- ・いじめにかかる行為が少なくとも3か月止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づいて判断する。

【「重大事態」と判断された時の対応】

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに佐渡西警察署に通報し、適切な援助を求める。

Ⅶ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関する事
- ② いじめの再発を防止するための取組に関する事

Ⅷ 個人情報等の取り扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

Ⅸ 学校及び関係機関連絡先

～何かあったらまず学校へご連絡ください～

- 佐渡市立高千小学校 0259-77-2007
- 佐渡市教育委員会 0259-58-7351
- 佐渡警察署 0259-55-0110
- 北立島駐在所 0259-77-2011
- 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310（なやみ言おう）
- 法務省子ども的人権110 0120-007-110
- 新潟県いじめ相談電話 025-526-9378 0258-35-3930 025-231-8359
- 新潟県立教育センター悩み事相談テレホン 025-263-4737
- 新潟県中央児童相談所 025-382-4152
(佐渡) 0259-74-3390
- 新潟県警察本部のサイバー犯罪相談窓口 025-285-0110

<http://www.police.pref.niigata.jp/anzen/cyber/index.html>